

≪ 理事会規則 ≫

第一章 役員の構成

(構成)

第一条 この理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事の員数及び会計監査人の設置)

第二条 当法人に次の役員を置く

当法人に、次の役員を置く。

理事 5名～9名

監事 1名～2名

2 当法人に、会計監査人を1名置くことができる。

3 理事のうち、1名を理事長とする。

4 理事のうち1名を常任理事とすることができる。

第二章 理事会の内容と招集

(種類)

第三条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会、事務局会の3種類とする。

(召集手続)

第四条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対し、
その通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事全員の同意があるときは召集の
手続きを経ることなく開催することができる。

3 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき。

(召集)

第五条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項により理事が召集する場合及び
第3項により監事が召集する場合を除く。

(開催)

第六条 理事会は毎年2回、開催月は3月と10月とする。

(臨時理事会及び事務局会の開催)

第七条 臨時理事会及び事務局会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に召
集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を
理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求
をした理事が召集したとき

(4) 監事が必要と認めて理事長に召集の請求があったとき

- (5) 前号の請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする。理事会の召集の請求が發せられない場合に、その請求をした監事が召集したとき理事長は該当する場合はその請求があつた日から 5 日以内にその請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知を發しなければならない

第三章 理事会の運営と開催

(議長)

第八条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

2. 理事長に支障のあるときは理事の互選により議長を選任する。

(決議)

第九条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2. 理事会に出席できない理事は、委任状をもって議事について議長に一任する。

(決議の省略)

第十条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第十一條 理事、監事または会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することをようしない。ただし、一般社団法人法 91 条第 2 項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

2. 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（表決委任者がある場合は、その数を付記する事。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果

第四章 理事会の権限

(権限)

第十三条 理事会は定款に別に定めるもののほか、次の職務をおこなう。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 社員総会欠席社員の議決権行使の規定の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号にさだめるもののほか当法人の業務執行の決定及び報告の義務

- (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 理事長、その他役職理事の選定及び解職
 - (7) 社員名簿等の個人情報の十分な管理、義務
 - (8) 当法人の資産及び財産の管理
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 一般社団法人法第33条第1項の責任の一部免除及び同第2項の責任限定契約の締結

第五章 理事の選任及び任期

(選任等)

第十四条 理事及び監事並びに会計監査人は社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、常任理事は各1名以内を理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事及び会計監査人の任期)

第十五条 代表理事及び理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、理事会規則、第二条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員の資格等)

第十六条 理事は当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 次に掲げるものは役員となることができない

- (1) 法人
- (2) 成年後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われる者
- (3) 一般社団法人法若しくは会社法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、会社更生法、破産法の規定に違反しその刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受け

ることがなくなった日から二年を経過しない者

- (4) 監事、及び会計監査人は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

第六章 理事の解任

(解任)

第十七条 理事及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 監事は会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し職務を懈怠したとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

第七章 理事の報酬

(報酬等)

第十八条 社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬」という。）として支給することができる。

- 2 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。
3 名誉会長及び顧問は、社員総会を経て決議された報酬規定によって、報酬を支給することができる

第八章 理事の制限規定

(取引の制限)

第十九条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (4) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (5) 当法人がその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第二十条 理事は次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示しその承認をうけなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために一般社団法人との事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

- (3) 一般社団法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (4) 理事が自己又は第三者のために一般社団法人との事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(役員等の損害賠償責任)

第二十一条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2. 第二十条1項から3項の規定に違反して取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は前項の損害の額と推定する。

(役員の損害の認定)

第二十二条 次に掲げる理事はその任務を怠ったものと推定する

- (1) 第二十条1項に該当する理事
- (2) 当法人が当該取引をすることを決定した理事
- (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

第九章 理事の特別職の設置

(名誉会長及び顧問)

第二十三条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、当法人の活動内容に関する学識経験者等の中から理事会において任期を定めた上で選任する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第二十四条

名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第十章 理事の義務規定

(理事の報告義務)

第二十五条 理事は一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(忠実義務)

第二十六条 理事は法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、当法人のために、忠実にその職務を行わなければならない。

(理事等の説明義務)

第二十七条 理事及び監事は社員総会において、社員から特定事項について説明を求められた場合には、当該事項について説明をしなければならない。ただし、社員総会の目的である事項に関しないものである場合はこの限りではない。

(情報公開及び個人情報の管理)

第二十八条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期し、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十一章 監事の特定解任

(監事による会計監査人の解任)

第二十九条 監事は会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため職務の執行に支障があり又これに堪えないとき
- (4) 会計監査人を解任したとき、監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に召集される社員総会に報告しなければならない。

第十二章 理事の欠員

(理事長に欠員が生じた場合)

第三十条 理事長が欠けた場合は、理事会の決議により選任する。

2 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで権利義務を有する。

(理事等に欠損を生じた場合の措置)

第三十一条 理事が欠けた場合又は員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、社員総会において、新たに選任された理事が就任するまでなお理事としての権利義務を有する。

2 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は一時会計監査人の職務を行なうべき者を選任しなければならない。

第十三章 理事の親族制限

(理事の親族・関係者制限)

第三十二条 理事のうちには、各理事について、次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者及び三親等以内の親族
 2. 当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
 3. 当該理事の使用人及びその配偶者又は三親等以内の親族
 4. 当該理事の使用人及びその配偶者又は三親等以内の親族
- 2 前項のほか、理事のうちには、他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして次に掲げる者である理事の合計が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 1. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 2. 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関 法人、地方独立行政法人、特殊法人、又は認可法人においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

第十四章 委員会の開催規定

(委員会等)

第三十三条 当法人は事業の推進するため、必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十五章 事務局の設置

(事務局の設置等)

第三十四条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第三十五条 (定款及び法令の準拠) 本規則は、当法人の定款および法令に従う。

第三十六条 当規則は平成21年5月29日より適用される。

追記 当規則は平成27年4月1日に改定される。